社会福祉法人長泉町社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長泉町社会福祉協議会(以下「法人」という。)の 定款第10条及び第25条の規定に基づく役員、評議員及び各種委員会等の構成員に 対する報酬並びに費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常務理事は常勤役員とし、その他の役員、監事は非常勤役員とする。
 - (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
 - (4) 各種委員会等の構成員とは、この法人が設置する部会、委員会の委員及び証人、参考人をいう。
 - (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
 - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬と は明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、会長、監事及び各種委員会等の構成員に対して、職務執行の対価 として別表1に掲げる報酬を支給する。
- 2 評議員に対しては、定款10条の定めにより報酬を支給しない。
- 3 職員としての立場を有する常務理事に対しては、報酬を支給しない。 (費用弁償の支給)
- 第4条 この法人は、役員、評議員及び各種委員会等の構成員(以下「役員等」という。)が役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、別表2に掲げる費用 弁償を支給することができる。ただし、報酬もしくは旅費に相当する費用を支給する場合は、重複して支給しない。

(費用の支給)

- 第5条 役員等が、その職務を遂行するために旅行したときは、長泉町職員の旅費に関する条例に規定する、行政職給料表6級の職務にある者の旅費に相当する額を支給することができる。
- 2 役員等が、職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬、費用弁償及び費用の支給時期は、次の各号による。
 - (1) 会長の報酬は、職員給与規程に定める給与の支払い期日に毎月支給する。
 - (2) 監事の報酬は、定期監査(決算監査、中間監査)の都度とする。
 - (3) 各種委員会等の構成員の報酬の支給はその都度とする。
 - (4) 費用弁償、費用の支給はその都度とする。

(5) 報酬、費用弁償及び費用の支給にあたっては、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

- 1 この規程は平成29年11月29日から施行する。
- 2 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は平成 30 年 11 月 27 日評議員会の決議から施行する。 附 則

この規定は令和5年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

会長及び監事の報酬額

区分	報酬額
会 長	月額 30,000円
監 事	定期監査1回につき15,000円
地域共生社会推進委員長	日額 6,000円
地域共生社会推進委員	日額 5,000円

別表2 (第4条関係)

役員等の居住区域	費用弁償額
元長窪、駿河平、八分平、町外	2,000 円
上長窪、原分、三軒家、杉原、高田、竹原、本宿	1,800円
上記以外の区域	1,500円

費用弁償については、1日につき1回を限り支給する。